

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 監査公告

昭和三十一年度に係る各山林事務所、各  
耕地事務所及び大沢排水改良事業所ほか四事業所の定期監査の結果公表

監査箇所	執行年月日
西部山林事務所	昭和三十一年五月十四日
東部	二十一日
中部	二十八日
西部耕地事務所	十四日
中部	二十二日
東部	六月二十一日
大沢排水改良事業所	五月十三日
中海干拓	十四日
北条浜かんがい	二十日
北条用排水改良	"
湖山砂丘かんがい	七月二日

鳥取県監査公告第百九十一号  
地方自治法第一百九十九条の規定に基き、昭和三十一年度  
に係る東・中・西部山林事務所並びに東・中・西部耕地  
事務所及び大沢排水改良事業所ほか四事業所の定期監査  
を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十二年七月二十六日

鳥取県監査委員 松本利治  
荻原治郎  
同 小谷善高

昭和三十一年度にかかる東・中・西部山林事務所の監査  
を執行したのであるが、今回は各種事業の執行状況特に  
工事施工並びに事務処理につき実施した。

その結果本年度事業は、治山及び林道開設事業の一部を翌年度に繰越したもののが概ね円滑に執行していたものと認めた。しかしながら個々の事業についてみると総体的には未だ事業着手が遅れるため中には施工適期を失し年内完了ができなかつたもの、或いは事業が年度末に集中した関係上、指導監督の徹底が期せられなかつたもの等があつた。殊に治山事業費の執行は、二、四半期四八%三、四半期二九%四、四半期二二%で前年よりは良くなつてきているが未だ年度後半にその執行が解かれる傾向が強くために経済効果を減殺し、既述した結果が如実に現われている。これらの原因は公共事業費に対する起債等裏付財源の関係によるものと思われるが県はこれらの事業費財源の確実な見透しを樹て、早期に事業着手せしめ一層効果的執行運営を図らしめるよう特別の配慮が必要である。

なお各所共通的事項は概ね次のとおりである。

#### 一 工事の施工監督指導について

各種工事の監督指導は各所とも現場補助員→東部四名、

れ、末端における普及活動は各所とも容易になつた面があるが、なお森林区の規模により普及員の担当業務量に多寡があり、活動の末端渗透に遅速が認められるので、普及員の配置につき再検討を加え、林業技術普及と經營指導の完璧を期する要がある。

#### 四 造林事業の徹底について

造林事業の計画実施については努力しているが、未だ

末端までの技術指導の徹底に欠ける感あり、中でも地

柄の不備或いは優良樹苗の不足等に起因し、折角の造林の計画施行に専ら支障を來している実状につき、造林者の集会指導、或いはグループ活動の組織強化等、受入体制の確立を図り現地指導徹底に一層の努力すべきものと認めた。

なお樹苗の自家生産並びに植栽後の撫育管理及び經營指導等についても総合計画を横て強力に推進する要がある。

#### 五 森林組合の育成指導について

町村合併に伴い組合の組織強化、弱少組合の合併促進

中部三名、西部三名)を強化し努力を払つていたことは適切な措置である。しかし冒頭述べた如く起工決裁が時期的に遅れ、年度末期に数多くの工事現場を擁した面があつたので、この点更に徹底を欠いていた面があつたので、この点更に徹底を図るとともに中間検査制度を強化し、施工の万全を期することが必要である。

#### 二 工事の諸契約について

治山事業は従来から森林組合、又は市町村に請負施工せしめているが、これは多分に組合の育成助長の目的を内包したものと思われるが、反面これらの組合のうちには直接施工できる組合は数少く、工種によつては一般建設業者に請負施工せしめることが効果的と思料されるものがあるのでこの点考究されたい。

#### 三 林業技術普及指導について

従来県下四三森林区に対し、林業技術普及員と經營指導員を四名配置し技術普及と經營指導に当らしめていたが、本年度からこれらの普及員の職務が一元化さ

等に努力がなされているが、根本的には現地機関の指導体制が弱体である。各事務所とも組合関係の担当職員は何れも兼務職員であるが、これは県下の組合經營の実態からして少くとも各所に一名あての専任職員を配置し、更には県森林組合連合会等関係機関と一層緊密な連けいをとる等、組合の育成強化に対する指導体制の確立について県の措置が急務と認められる。

#### 六 県行造林に対する地上権設定事務の早期処理について

では、再三指摘しているが、いまなお台帳面では東部三五件二三〇町歩、中部九件九五町歩、西部四四件二八三町歩が未設定のままとなつてゐる実状につき、更に関係機関等の協力を得て、早期設定に努力されたい。またこれら登記事務は出先機関に一任することなく、主管課においても適確なる事務指導を実施し、円滑なる登記事務を促進するよう特に留意されたい。

七 木炭の生産増強と品質改良につき努力されているが、本年度生産目標二百二十万俵に対し実績は二百余万俵(内百八万俵移出木炭)で計画より下廻つてゐる。こ

れには事情もある思われるが、原木不足も大きな一原因であるので、これが入手指導なからづく国有林の払下げ新市町村建設の一環としての國の施策でもあり、これが払下げ懇請指導あつせんについて配意せられたい。

また木炭銘柄は、五十余種類に上り、同一規格品の蒐荷難も移出不振の一原因があるので、銘柄の整理についても考りよべき段階に来ていると思われる。

東部山林事務所 昭和三十二年五月二十八日監査

監査委員	松	本	利	治
同	荻	原	治	郎
同	小	谷	善	高
同	上	根	政	幸

一 職員は現在所長以下六一名（内休職一名）と、このほか工事現場補助職員四名を雇用配置し、本年度各種事業中治山事業八ヶ所・林道開設事業三路線を繰越したほか、概ね適切に執行していたものと認めた。

二 本年度木炭の生産目標八十八万俵に対しその実績は七十八万二千余俵（内移出木炭四十五万七千余俵）で、前年度より若干低下しているので、更に生産の向上と品質の改良につき、積極的指導を加えるよう配慮されたい。

また現在検査員は十九名配置されているが、管内の生産量及び立地条件等からして他所に比し専く、最盛期七八八%の実施率で、他所に比し不振となつてゐるのでは、更に地柄の徹底、並びに樹苗の適期入荷等につき主管当局は考究されたい。

三 本年度造林計画一、七一五二町歩に対し、一、五二三町歩を実施しているが中でも公私有造林は計画に対し八八%の実施率で、他所に比し不振となつてゐるので、更に地柄の徹底、並びに樹苗の適期入荷等につき経営指導の末端滲透を図り適確なる計画実施に一層努力されたい。

なお活着率の不振等の現状からして、適期植込及び撫育管理等に対する現地指導についても特に配慮された力されたい。

四 県行造林に対する地上権未設定のものが三五件（二、三〇三町）あり、目下事務手続中であつたが、中には相当期間を経過したものがあり、これら登記事務の処理に当つては更に関係者の協力を要請し早期整理に一層努力されたい。

五 工事施工に当り監督指導に留意されたい。

1 中ノ谷林道開設事業	事業主体	船岡町
工事金	二、六一〇、〇〇〇円	
精算工事金	二、五〇〇、三九九円	
施工期間	自 昭和三一、九、一二	

工事金	四七五、〇〇〇円
期 間	至 〃 三、三一
工 法	練積擁壁工
練積階段工	一カ所

姫路

工法 自動車道延長一、九一、〇米、巾三、六米  
工事金 五四〇、〇〇〇円

施工期間 自 昭和三一、二、六

工法 木馬道延長七六〇、〇米、巾一八米  
工事金 五四〇、〇〇〇円

また本年度施工分の材料検収等事務処理に不明確のものがあつた。

4 上津黒一般林道 事業主体 中私都村森林組合  
三十年度繰越し 工事金 五七六、〇〇〇円

本年度分

工事金

No. 152 &amp; No. 247 币員二、五米

施工期間 自昭和三一、八、五 至昭和三一、三、二〇

工法 延長七三三米、巾員二、五米

路側石垣石材不適当のもの及び水路コンクリート工事の粗悪並びに橋台練石垣の粗雑等があつた。

六 経理出納事務は適正と認めた。

中部山林事務所 昭和三十二年五月二十一日監査

監査委員 松本利治 同荻原治郎 同小谷善高 同上根政幸

一 職員は前年と同様所長以下三七名(休職一名)とこのほか工事現場補助職員三名を雇傭配置し、本年度各種事業は水源林造成事業三ヶ所、一般林道開設事業二路線の繰越を除くほか、概ね適切に執行していたものと認めた。

二 本年度森林組合に対する現地指導は、小鴨森林組合ほか九組合につき経営診断を主とした役職員の現地指導を行つて来たが、更に管内の組合のうちには専任職員の未設置組合もあるが、これらの弱少組合の組織強化並びに育成指導合併促進につき一層努力を払われた。

三 本年度木炭の生産目標五十三万俵に対し、その実績は四十九万七千余俵(内移出木炭二十四万六千余俵)で目標額を若干下廻つてゐるが、前年実績より四二%増産されている。また木炭検査員は一二名(内臨職七名)で居宅検査から集荷検査に移行しつつあるが、未検査品が出荷されているようであるから生産指導とともに検査の徹底につき一層留意されたい。

## 四 管内森林区は十地区に区分され一地区平均面積四千

四百町歩であり、担当林業技術普及員は九名であつて

二地区を兼務している職員があるが(管轄区域の変更がある)区域内の林森經營全般に亘る普及指導等に困難な面があるようであり、森林区別に専任普及員を設置し、普及渗透並びに指導の万全を期すべきである。

五 工事施工に關しては冒頭に既述したとおり、着工適期を逸しているものが多く、現地を担当する職員は相当苦慮しているものと認められる。中でも県工事は比較的厳正に指導監督を行い努力しているが、補助工事については指導監督に徹底を欠く面がある。

すなわち竣工検査の結果出来高不足その他粗漏工事として手直しを命じた箇所が多く見受けられたので更に現地指導の徹底を期し工事の完璧を期するよう努力されたい。

なお工事設計並びに施工につき次の点留意されたい。

1 上大立林道開設事業(事業主体高城森林組合)

総事業費 二、四七〇、〇〇〇円

内線越額	延長	巾員
二四〇、〇〇〇円	一、〇〇八六、〇米	
工期	昭和三一、八、一	
	〃三二、五、一五	

本路線は一般林道開設事業とし昭和二十六年度より着手し、本年度事業をもつて一応完了の予定であったが(一部事業繰越した工事は目下施工中)本年度施工した箇所のうち未施工箇所(測点291-292)があつた。

2 崩壊地復旧工事(三朝山田)  
請負額 九五〇、〇〇〇円  
工期 昭和三一、一、一八

本工事は玉石コンクリート堰堤二ヶ所新設工であるが二号堰堤ソデ部の切取工を過大に行つていたため山腹との取合せを石積としていたことは現場監督の不行届によるものと認めた。

また一、二号堰堤とも床堀土砂の一部を下流に取り

捨てせしめていたことは、考究を要する。

六 経理出納は適正と認めた。

### 西部山林事務所 昭和三十二年五月十四日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 小 谷 善 高

一 職員は所長以下五十一名（うち休職一名）のほか工

事現場補助員三名を雇用配置し、各種事業は崩かず、

地復旧工事六ヶ所、水源林造成事業三ヶ所、一般林道

開設事業二路線の繰越を除くほか概ね適切に執行して

いるものと認めた。

二 本年度において根雨（旧根雨、日野）及び西伯（旧法勝寺、上長田、東長田）両町地区は合併の運びとなつてゐたが、更に弱少組合に対する合併促進を図るとともに既存組合に対する内務事務の指導についても一層の努力を望む。

三 造林の計画実施については努力しているが、計画に対する地拘の不備、或いは樹苗の不足等により植栽時期を失し、活着状況が低率となつてゐる個所が認められるので、更に優良樹苗の確保、植栽後の撫育管理指導等に一層努力されたい。

四 県行造林については、監査時現在四四件（二八三、三町歩）の地上権が未設定となつてゐるので、これが登記事務の早期整理に一層努力されたい。

五 工事設計及び施工につき次の点留意されたい。

1 萩山林道（事業主体 多里村森林組合）

総事業費 二、一九五、〇〇円

延長一、〇五二、〇米 巾員四、〇米

内翌年度繰越額 八七八、〇〇円

本事業は一般林道開設事業であるが、設計内容を検討してみると切取、純盛土法及び転用盛土、残土処分に係る絶量、歩掛が過大に計上されているようであるから現地調査の上適切なる措置を講すべきである。

なお施工監督につき一層徹底を期すること。

2 小田地牧道開設事業 事業主体 大山町

工事金額 九九七、〇〇〇円

精算工事金額 九二六、三三〇円

施工期間 自 昭和三一、一二、二〇

至 三二、三、一五

して一月十三日完成、更に追加工事として別途設計で先に施工した堰堤の嵩上げを実施三月三十日完工しておいた。追加工事の完成直前に至つて設計以上のメントを相当数使用していた。

4 海岸砂地造林事業 米子市彦名

事業費 九五〇、〇〇〇円

当初設計の植栽計画は立藁用に表藁を計画して請負に付し、中途設計変更によつて稻藁としこの資材費増高分は植栽面積に変更なく靜砂壇の一部を廃して実施しておいたが、当初計画は勿論変更についても一層慎重を期すること

3 崩かい地復旧事業 西伯郡大山町豊房

事業費 二、六三六、〇三〇円

” 二三六、〇〇〇円

計 二、八七一、〇三〇円

本事業は地元森林組合が請負つて八月六日着工し、中途で床堀、コンクリート施工等について設計変更

竣工検査の結果手直工事を行い、五千八百円工事費

00106

昭和32年7月26日 金曜日 鳥取県公報(号外)第49号 8.

昭和32年7月26日 金曜日 鳥取県公報(号外)第49号

5 小田地開発整備林道事業(深見線)大山町大字長田  
事業主体 大山町高麗森林組合

精算額(査定額) 六九二、一〇〇円

延長、巾員 自動車道 三五三米 三、六米

木馬道 一〇七、七米、一、八米

00109

00109

10

を減額査定している。この主なものは、一号橋梁橋合練積石垣粗ろうによるものであるが、主要工程の監督指導と早期着工に留意すること。

#### 六 経理出納事務は適正と認めた。

#### 耕地事務所

昭和三十一年度に係る東、中、西部耕地事務所の監査を執行したのであるが、その結果、本年度事業は一部を除き概ね円滑に執行していたものと認めた。しかしながら、各種事業は何れも市町村または土地改良区が施工主体であり直接の責任者であるが適正化法の間接補助事業である関係上県は、これらの事業を適正にしかも効率的に完全実施させる責任が負荷されているので実質的には、これら団体職員の弱体のため事業の設計並びに補助申請等一連する書類の作成と、工事の監督を行つてゐる現状である。従つて県の負担が重荷し勢い職員不足の一因ともなつてゐるので、これらは団体の自主的、適正執行の指導と併せ技術職員の設置及び資質の向上、事務処理の整

一 本年度における事業執行状況は次の通りである。  
( ) は補助額)

事業別	三十年度		三十二年度		計
	事業費	繰越事業費	事業費	繰越事業費	
小団地開発	四百八〇,〇〇〇円	二千九百四十円	三千七百二十円	二千九百四十円	八千九百二十円
事業費	四百八〇,〇〇〇円	二千九百四十円	三千七百二十円	二千九百四十円	八千九百二十円

地盤変動対策事業費	四百一十五万八千円	五百三十一万五千円	五百三十一万五千円	一千三百八十万円
災害復旧事業費	四百一十五万八千円	五百三十一万五千円	五百三十一万五千円	一千三百八十万円
その他	四百一十五万八千円	五百三十一万五千円	五百三十一万五千円	一千三百八十万円
計	八百三十一万五千円	一千零三十一万五千円	一千零三十一万五千円	二千零六十二万五千円

工の不備等が見受られたので、適確なる措置の要がある。

#### 2 二十八年災害水路復旧事業

事業費 五五三・〇〇〇円

事業主体 国府町

工期 昭和三一、五、三一

工期 六、二七

上流護岸四〇米、下流護岸一七米、水路堤防その他

(1) 下流護岸は練積石垣の設計であるが、施工は粗漏であった。

(2) 水路堤防は施工が粗ろうで二ヶ所のキレツを生じモルタル塗りをしていた。

(3) 監督記録は口頭復命で整備されていない。

(4) 施工状況からみて現場の監督指導が不徹底と思われる。

備等県当局の根本的措置対策が緊要である。  
なお事務所の内部組織機構と県営事業所との整備統合の問題等併せ考慮し、耕地事業の総合性或いは技術陣容の機動性等行政財政的効率的見地から更に慎重に検討を加え事業推進を図らしめるべきである。

頭首工表面コンクリート部分の粗漏或いは練積護岸

1 小団地開発整備事業(八頭郡船岡町西谷)  
事業費 四七〇、〇〇〇円

工 期 昭和三一、二、二二

3 急傾斜農道工事 事業主体 国府町  
事業費 一、四八〇、〇〇〇円

工 期 昭和三一、二、八

全体事業費四、三〇〇、〇〇〇円をもつて延長三、四四四、四米を巾員三米で施工することにして、本年度から着工している。このうち本年度は一、四八〇、〇〇〇円で七六三米を施工していたが切取法面が数箇所崩壊して道路に堆積していた。また、法面の切取り橋梁取付附近の道路その他粗雑工事と認められる。

なお本年度施工箇所は特殊事情があつて折角の道路が充分に利用できがたい実情であった。地元町を指導督励して円満な解決を図り早期利用に努めること、經理出納その他事務処理は適正と認めた。

中部耕地事務所 昭和三十二年五月二十二日監査  
監査委員 松 本 利 治  
同 荻 原 治 郎  
同 小 谷 善 高  
上 根 政 幸

事業別	三十年度		三十一年度		三十二年度		計
	事業費	越事業費	事業費	越事業費	事業費	越事業費	
土地改良事業費	(一〇〇,〇〇〇)						
小田地開発事業費	(一〇〇,〇〇〇)						
防災事業費	(一,〇〇,〇〇〇)						
災害復旧その他事業費	(三七〇,〇〇〇)	(三七〇,〇〇〇)	(八,〇〇,〇〇〇)	(八,〇〇,〇〇〇)	(八,〇〇,〇〇〇)	(八,〇〇,〇〇〇)	(八,〇〇,〇〇〇)
計	(一,四〇,〇〇〇)						

各工事はいずれも補助事業であつて羽合地区及び大灘地区の区画整理事業(事業費一四、九〇五千円)を三十二年度事業に繰越しているほか他の工事は年度内完成手続を了し、事業費に対する補助金一二五、九〇〇円が監査時現在未交付であつた。

### 三 工事に対する指導監督につき次の点留意されたい。

- 1 各種工事のうち、設計変更等に伴う事務手續が相に遅延しているものがあつたので、これらに対し早期手續をせしめるよう指導するとともに工事施工に遺憾なきを期せられたい。

2 三朝町井土 急傾斜農道

事業主体 西尾土地改良区  
工 期 昭和三一、九、六

" 三二、三、二三

(1) 第一号橋梁左岸側取合道路の空積石垣は施工粗雑で裏込栗石不足しているために法面に狂いを生じ崩壊のおそれがある。

(2) 第二号橋梁橋台の空積石垣は施工粗雑である。

- 3 区画整理 倉吉市大灘  
本年度施行面積 二二、九町歩  
事 業 四、〇〇〇、〇〇〇円  
工 期 昭和三一、六、一

継越分施行面積 一〇、七町歩  
事 業 一、二〇〇、〇〇〇円  
工 期 三一、三、二八  
" 七、五

総事業一二、一一〇、〇〇〇円をもつて三十年度か

一 当所は所長以下二十二名(主事二、技師九、技師補三、臨職五名)の職員をもつて業務の監督指導に努力しているが、三十一年八月異動により主事一名が欠員し、事務処理に支障を來していたので、早期補充につき善処された。

### 二 本年度における事業執行状況は次の通りである。

( ) 内は補助交付額

三、臨職五名)の職員をもつて業務の監督指導に努力しているが、三十一年八月異動により主事一名が欠員し、事務処理に支障を來していたので、早期補充につき善処された。

- (3) 暗渠施工数ヶ所に対する基礎栗石が不足している。
- (4) 本事業は総体的に施工が粗雑であるにもかかわらず検査完了し補助金を交付していたが、既述した如く竣工検査が不充分と認められるので、適切な措置の要がある。

事業主体	大山町
元事業費	一四七、〇〇〇円
変更事業費	一四〇、〇〇〇円
施工期間	自 昭和三一、一一、一二二、一二三 至 ハ 一二、一二三
堤塘復旧工事	頭首工 玉石コンクリート造 護岸 練積石垣

頭首工復旧工事

事業主体 稲光井手土地改良区

元事業費 一、〇三〇、〇〇〇円

変更事業費 九〇〇、〇〇〇円

施工期間 自 昭和三一、五、一  
至 ハ 七、三一

3 二十九年災害 西伯郡大山町

4 積塞農道 事業費一、七〇〇〇円

事業主体 丸山土地改良区

着工 昭和三一、一二、二九

完成 ハ 三一、三、二九

5 施工期間

6 工法

7 事業主体

8 護岸 練積石垣

9 右工事は何れもコンクリート配合量不足等による粗劣工事のため竣工後において、程度低下の変更設

計を行ひ、工事金を減額している。これは現地における指導監督が不充分のため、実施計画による強度を必要とするコンクリート構造物が施工されず、後に至つて変更、減額の消極的措置を行つていた。

3 二十八年災害復旧事業

事業主体 西伯郡淀江町

護岸復旧工事 事業費 一、四一七、〇〇〇円

右施行に当たり再三手直せしめながらも、なお石材の不適格品、及び裏込栗石不足並びに設計外工事(暗渠)等があつた。

3 経理出納事務は適正と認めた。

ら六六、六町歩の区画整理に着手し本年度は三十年度繰越分事業費四、〇〇〇、〇〇〇円と、本年度計〇〇〇円で二、七町歩を施工残事業を繰越し、監査として実施したかんがい排水路の角落堰の両壁が地盤軟弱のため相当沈下し、監査當時補強工事を施工中であつたが、基礎調査と設計に当つて一層慎重を期すること。

四 経理出納その他事務処理は適正と認めた。

西部耕地事務所 昭和三十二年五月十四日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 萩 原 治 郎  
同 小 谷 善 高

一本年度事業の状況は次の通りである。

( ) 内補助交付額

事業別箇所	事業費	同全体設計費	事業費かんがい排水	同全体設計費	事業費	事業費	同全体設計費	事業費	同全体設計費	事業費	事業費	同全体設計費	事業費	同全体設計費	事業費
団体営農地整備事業	六 (三、六〇〇、〇〇〇)	一 (四、四〇〇)	二 (二、六九、〇〇〇)	一 (一、四九、〇〇〇)	二 (一、四〇〇、〇〇〇)	三 (一、二〇〇、〇〇〇)	二 (一、一〇〇、〇〇〇)	四 (一、一〇〇、〇〇〇)	二 (一、一〇〇、〇〇〇)	五 (一、一〇〇、〇〇〇)	一 (一、一〇〇、〇〇〇)	四 (一、一〇〇、〇〇〇)	一 (一、一〇〇、〇〇〇)	二 (一、一〇〇、〇〇〇)	三 (一、一〇〇、〇〇〇)
小団地開発耕地整備事業	一 (一、一〇〇、〇〇〇)														
過年度災害復旧耕地事業	一 (一、一〇〇、〇〇〇)														
三 災害復旧耕地事業	一 (一、一〇〇、〇〇〇)														
老朽溜池保全事業	一 (一、一〇〇、〇〇〇)														
計	一 (一、一〇〇、〇〇〇)														

これらは、何れも市町村並びに土地改良区の補助事業であつて、事業はすべて年度内完成手続を了し事業費に対する補助のうち、災害復旧耕地事業費補助金十五万六千円は監査当日未交付であった。

二 工事に対する指導監督につき、次の点留意されたい。

1 二十八年災害 西伯郡大山町

一 本事業は米子市大沢排水路幹線を改修し(総受益面積三三四町歩)中海放水路を新設せんとするもので、総事業費一億六百万円をもつて、本年度より五ヶ年計画で着工したものである。職員は所長以下三名(うち臨職二名)により事業の調査設計及び工事監督、用地買収に伴う補償事務等概ね円滑に執行していたものと認めた。

なお土地改良区の育成強化については、耕地事務所と連けいをとつて一層配意するとともに、更に地元関係機関の協力を要請し、本事業の計画施工に努力されたい。

二 本年度施工々事は

用水路新設工事	事業費	一一、一〇〇、〇〇〇円
内 訳	工期	三二、二、六

北条浜かんがい事業所 昭和三十二年五月二十日監査

監査委員 松 本 利 治

同 上 根 政 幸

一 嶺津干拓事業は、本年度末までに僅か四千万円程度の投資額で、全体計画に対し一三・八七%の進捗率であり、本事業推進に当つては、殊に地元農民の要望も強いので財源確保につき関係諸機関を通じ、極力国に対し折衝を行い早期完工に努力せられたい。

二 本年度施行した工事は、堤塘工事六百四十五万余円、埋立工事四百六十万余円、資材運搬用改良道路工事四十七万余円等計一千二百万余円と前年度繰越分、堤塘工事一百二十六万余円を併せ施工し、何れも年度内に完了している。

また工事施工のうち、第一工区の締切堤塘工事は三十二年度施工分(約五四三米)をもつて完了する予定であつたが、既設干拓地に対する関連工事の早期施工についても一層配意されたい。なお工事事務処理は概ね円滑に処理しているが、備付諸帳簿等内部事務につき簡素能率化を要するものがあつたので検討すること。

三 経理出納その他事務処理は適正と認めた。

大沢排水改良事業所 昭和三十二年五月十三日監査

監査委員 松 本 利 治

同 小 谷 善 高

同 荻 原 治 郎

水路 コンクリート積ブロック工  
延長 二〇〇、〇〇米  
(直営) 五一八、〇〇〇円  
(請負額) 一、五八〇、〇〇〇円  
用地買収費 その他

積三三四町歩)中海放水路を新設せんとするもので、総事業費一億六百万円をもつて、本年度より五ヶ年計画で着工したものである。職員は所長以下三名(うち臨職二名)により事業の調査設計及び工事監督、用地買収に伴う補償事務等概ね円滑に執行していたものと認めた。

なお土地改良区の育成強化については、耕地事務所と連けいをとつて一層配意するとともに、更に地元関係機関の協力を要請し、本事業の計画施工に努力されたい。

二 本年度施工々事は

用水路新設工事	事業費	一一、一〇〇、〇〇〇円
内 訳	工期	三二、二、六

中海干拓事業所 昭和三十二年五月十四日監査

監査委員 松 本 利 治

同 小 谷 善 高

同 荻 原 治 郎

なお工事施工について護岸コンクリートブロック積工は当初あい、場五耗を中途において一纏に設計変更しているが、目地不規則の部分があり、監督上注意を要するとともに当初設計に慎重を期せられたい。

地買収等諸種の事情によつて遅れ、施工適期を失していた。

一 本年度施工工事は

大規模畠地かんがい	事業費	一二、五四〇、〇〇〇円
内 訳		

第一揚水機舍 一、八八二、〇〇〇円  
(一三、八五〇、〇〇〇円本年度払)

第一揚水機 六四〇、〇〇〇円  
(一三、八五〇、〇〇〇円本年度払)

第四揚水槽 九六三、〇〇〇円  
(一三、八五〇、〇〇〇円本年度払)

送電工事 八、二五五、三五三  
その他 七九九、七四七

小規模畠地かんがい 事業費 一六、一九一、〇〇〇円  
内 訳

国坂第一工区配水路 五、八八〇、〇〇〇円  
国坂第二工区配水路 二、四一三、〇〇〇円

江北地区配水路 合計 二八、七三一、〇〇〇  
 北条用排水改良事務所  
 第二工区  
 第二工区  
 緑越工事  
 計  
 一、八三六、三〇米  
 一一、八一〇、〇〇〇円  
 一〇八、四〇米  
 一、六一二、〇〇米  
 八、七八〇、〇〇〇円  
 一五、九〇米  
 一、六六〇、〇〇〇円  
 一、八三六、三〇米  
 一一、八一〇、〇〇〇円

であつてこのうち第一工区は前年度において施工完了したものであるが、年度末期に至り工事費削減によつて、予算上施越の形をとり工事費の支払を本年度に持越したものである。更にまた本年度施工部分であ

北条用排水改良事務所  
 第二工区  
 第二工区  
 緑越工事  
 計  
 一、八三六、三〇米  
 一一、八一〇、〇〇〇円

る第二工区及び前年度から継越し工事は伺れも予定通り完了していた。

二 前記工事施工監督に次の点が指摘される。  
 1 第二工区施工箇所(用水路工延長一〇八、四〇米)

のうち測点13と14区間のコンクリート用水壁(左岸)に亀裂を生じていた箇所がある。  
 2 第二工区施工箇所(延長一、六一二、〇〇米)のうち測点14と15区間(落差工下流)のコンクリート用水壁(右岸)に溢水箇所がある。

このほか用水路工、護岸工、農道取合箇所等に施工程度の粗雑と認められるものがあつたので、工事の施工監督は一層厳にし、適正執行に万全を期すべきである。

なお監督日誌及び材料検査等現場事務に不備のがあつたので、明確にしておかねばならぬ。

三 本改良事業は総事業費二億円見込み、昭和三十年度より新規起工したものであるが、過去二ヶ年間に投資された事業費は僅か二千三百余万円であるが、この用

江北地区配水路 七、八九八、〇〇〇  
 合計 二八、七三一、〇〇〇

である。

大規模畠地かんがい事業の第一揚水機購入に当つては、予算外義務負担を起し一千三百八十五万円で契約を結し、このうち本年度予算をもつて九十六万三千円を支払つていたが、揚水機の納期は五月二十日までになつているにもかかわらず、監査当日では納期完納は不可能(七月十五日搬入、八月五日運転開始予定であった)となつてゐたが、早期納入促進を図つて完成する要がある。

二 本年度事業は前記のとおり送電設備と第一揚水機取付準備であつたと団体営としては、配水路工を施工しているが、同一県営事業であるにもかかわらず、大規模団体営事業と小規模団体営事業との計画施工に逐年財政的制約を受け、過去において折角投資し既完成部分における経済効果が挙つていないと考究の余地が認められる。殊に団体営として国坂地区配水路は、

過去二ヶ年によつて完了しているが、幹線水路工が未着工のため中途半端であり、更に本年度施工した江北地区ば揚水機の未完成のため、かん水不能といつた状況で、関係農民の間に不安が漸々高まりつてゐる。受けられるので、事業計画の推進に当つては、充分この点留意するとともに事業進捗率二八・六%に過ぎない現況にかんがみ、事業費財源確保等についても国に対し強力を要請し財政効率の挙るよう格段の配意が必要である。

なあ小規模畠地かんがい事業における配水路工の末端五町は、現行法令では補助対象外となつてゐるため事業推進を阻害している面があるので、これらは極力政府に對し要請し、事業の完遂を図られたい。

三 工事の施工監督並びに事務処理については更に一層厳格を期するものがあつた。即ち監督日誌の整備、材料検査(数量の誤差あり)等不備のものがあつたので、更に現場監督事務に万全を期すべきであろう。

水路下流域は既に過去において本改良事業を前提として、土地区割整理を完了した地域であるので、生産効果の面から事業財源確保につき一層努力するとともに事業の早期完成に努められたい。

湖山砂丘かんがい事業所 昭和三十二年七月一日監査

監査委員 松 本 利 治

同 小 谷 善 高

同 上 根 政 幸

一本年度施工工事は

内 訳

大規模畠地かんがい 事業費 一一、五六〇、〇〇〇円

導水路工 一二、一二八、〇〇〇円

幹線水路工 一二、二七九、〇〇〇円

第一揚水機

四、二五、〇〇〇円

五、三〇〇、〇〇〇円 内本年度払

第一揚水機舍、四、八〇四、〇〇〇円  
給水槽その他 八二四、〇〇〇円

用地費その他 八二四、〇〇〇円  
であつて、何れも予定どおり年度内完了している。

前記第一揚水機購入に当つては、予算外義務負担を起し、五百三十万円で契約を締結し、このうち本年度予算をもつて一百四十二万五千円を支払つていた。

二 工事の監督指導、特に材料検収等に遺憾なものがあつたので、一層厳格を期すべきである。

三 本事業は県営分総工事費七千三百七十万円で、三十一年度着工以来三十二年度施工予定分も入れて事業進捗率は、三八%に過ぎず本年八月頃から既施工区域の一部十五町歩余に対し、灌水を見る予定であつたが、事業費及び運営費の負担について未施工区域関係農民の間に不安焦そうの声があるので財源確保に努め、事業の早期完成を期せられたい。なお現行非補助となつてある末端配水路工の補助対象繰入れについても政府に対し強く要請し実現に努力せられたい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町 取印  
印刷者 鳥取県鳥取市東町 取印  
県印刷所